

呉記念病院 通所リハビリテーション

虐待防止のための指針

1.基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努める。施設内における高齢者虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2.虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す)

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や DVD を見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。
(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

3.虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止検討委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止検討委員会」とする。
- (2) 委員会の運営責任者は院長とする。
- (3) 委員会の委員は、呉記念病院介護医療院の入所、訪問リハビリ、通所リハビリからなるメンバーで構成する。
- (4) 委員会は毎月1回開催する。
- (5) 委員会の審議事項
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等分析から得られる再発の確実な防止に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を言及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- (2) 実施は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

5. 虐待防止に関する責務等

- (1) 責任防止に関する責任者は院長とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。
また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員が利用者への虐待を発見した場合、責任者に報告する。虐待者が責任者本人であった場合は、事務長に相談する。
- (2) 相談窓口を通じての相談および報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が責任者の場合は、事務長が代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理し速やかに市に通報しなければならない。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (5) 虐待を行った者へは、対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じる。

7. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることとなる問題として十分に認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりや思いよがりや思い込まないこと。
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、事業所に寄せられた内容について事務長に報告する。
- (2) 相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9. 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにする。

附則

本指針は2024年3月より施行する。